ハラスメント研修のご案内

令和8年10月1日施行の改正労働施策総合推進法への対応

今、企業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。このような中で、働く一人ひとりがやりがいやいきがいを感じながら働ける快適で魅力的な職場を実現することは、健全な経営を持続する上で不可欠となっています。特に職場のハラスメント対策は重要な課題です。ハラスメント(harassment)とは、相手に不快感を与える「いじめや嫌がらせ」によって、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のことです。暴力等の身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントにあたります。ハラスメントは、その原因によってさまざまな種類に分けられ、現在は50種類以上のハラスメントが存在するといわれています。ハラスメントは、職場の人間関係の悪化、生産性の低下、休職・離職や企業のイメージダウンによる人材不足を招くため、決して軽視できる問題ではありません。国も職場におけるハラスメントを問題視しており、法改正によってハラスメント対策が義務化されているところです。

令和8年10月1日付けでの改正労働施策総合推進法において『カスタマーハラスメント対策の義務化』が業種や規模を問わず、全事業場が適用対象となりました。

そこで、当協会では、職場環境の改善に活用できる方策等を習得できる研修を開催することといたしました。

この機会にぜひ受講いただき、魅力的な職場の実現と健全な経営の維持・改善にお役立ていただきますようご案内いたします。

法改正への対応(どう取り組むべきか) 定員50名

日時:令和8年12月7日(月) 13:30~15:45 講義
15:45~16:00 質疑応答

会場:大崎建設産業会館2階 会議室(大崎市古川旭4丁目3-24)

※駐車場は、南隣の大崎市総合体育館駐車場をご利用ください。

◆ 講師 **井川 資英** 氏 ◆
21世紀職業財団認定ハラスメント防止コンサルタント、
労働衛生コンサルタント、シニア産業カウンセラー

参加対象者	経営者、労務安全衛生管理担当者等
研修内容	①各事業場が実施すべきカスタマーハラスメント対策（どう取組むべきか） ②パワハラにならない部下指導の方法
講習料	当協会 会員　6,600円（消費税10%含む） 一　般　　8,800円（消費税10%含む）
申　込	令和8年11月2日(月)より【FAX】による受付 定員50名(先着順)　FAX⇒0229-23-2259 申込締切日：令和8年11月20日(金) ※但し、満員になり次第受付終了 ①申込書をFAXにて送信してください。 ②申込書が届き次第、『請求書(講習料のご案内について)』をFAXいたします。 ※「請求書(講習料のご案内について)」は、適格請求書の要件を満たしております。 ③入金確認後、受講票をお送りいたします。 ●講習料のお支払方法は『口座振込み』のみ となります。 (振込み手数料はご負担願います) ●受講者の都合によって申込を取消した場合、受講当日に欠席(遅刻又は途中退席含む)した場合については、講習料の返金はできませんのでご了承のうえお申込みください。
修了証	★受講された方には、修了証を交付いたします。

《申込先》
〒989-6117
宮城県大崎市古川旭4丁目3-24 大崎建設産業会館3階
公益社団法人 宮城労働基準協会古川支部
TEL 0229-23-2257 / FAX 0229-23-2259
ホームページ https://www.rouki.or.jp/

《注意事項》
★遅刻は、いかなる理由があっても認める事ができませんので時間厳守でお願いします。
なお、遅刻された方は欠席扱いとなり、その後受講する事が出来ませんのでご注意下さい。
★駐車場は、大崎市総合体育館駐車場をご利用ください。
☆筆記用具を持参して下さい。

ハラスメント研修 申込書

★申込締切日★（振込11/25まで）
11月20日（金）
※但し、満員になり次第締め切ります

◆受講者情報記入欄 ★名前（漢字）は正確にご記入ください

受講番号	受講者氏名
*	ﾌﾘｶﾞﾅ
*	ﾌﾘｶﾞﾅ

◆申込事業所情報記入欄

所属事業所名	ﾌﾘｶﾞﾅ		
所 在 地	〒		
連絡担当部署名		連絡担当者名 （受講票等送付先）	
電話番号		FAX番号	
いずれかを〇で囲んで下さい ⇒		当協会会員 ・ 一 般 ・ 不 明	

◆講 習 料

区分	内 訳	金 額
会 員	6,600円（消費税10%含む）	6,600円
一 般	8,800円（消費税10%含む）	8,800円

申込日 令和 年 月 日

▽ご記入いただいた個人情報は、修了証の交付のために利用させていただきます。
▼申込み後の取消し又は受講者の都合で欠席した場合は、講習料の返金はいたしません。